

[事案 28-196] 死亡保険金遅延利息等支払請求

・平成 29 年 4 月 18 日 和解成立

<事案の概要>

死亡保険金が請求日から 5 営業日以内に支払われなかったことを理由に、遅延損害金および慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 9 月に親が契約した終身保険について、約款では、保険金は、「請求書類が当会社に到達した日の翌営業日からその日を含めて 5 営業日以内に当会社の本社で支払います。この請求書類が当会社に到達した日を、当会社が請求を受けた日とします」と規定されている。保険金請求書は 4 月 4 日に保険会社に到達し、死亡保険金が支払われたのは同月 15 日であったことから、4 日分の遅延損害金と慰謝料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

死亡保険金支払いの請求書類が 4 月 4 日に到達し、遅延損害金の起算日が同月 12 日であることは認めるが、死亡保険金の送金手配をしたのは同月 13 日であるため、2 日分の遅延損害金および保険金請求手続の案内が不十分であったことによる迷惑料を支払う用意はあるが、4 日分の遅延損害金と慰謝料を支払ってほしいとの申立人の請求には応じることができない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、遅延損害金の支払いは認められるが、慰謝料の請求は認められない。しかし、本件は、保険金請求書の記載の仕方に起因する紛争といえるところ、保険会社で用意している記入見本とは別に、担当者が作成した手書きの記入見本が渡されており、その記入見本には誤解を与える余地があったことを踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、裁定手続を終了した。